

恵那市恵南商工会 100 年企業顕彰実施要綱

(目的)

1. 幾多の困難及び時代の変化を乗り越え、長年に渡り企業活動を行い、地域経済の振興及び発展に貢献した恵那市恵南商工会会員企業「以下会員企業」を顕彰することにより、会員企業の持続的な発展及び地域経済の活性化に繋げることを目的とする。

(顕彰の対象)

2. 本要綱による顕彰の対象は、次の各号に掲げる要件を全て満たし、かつ、主に産業分野において地域経済の振興及び発展に長年の功績があり、会員企業の模範となる企業とする。
 - (1) 企業存続の取組により、経営の安定化、事業拡大等を図り、長きに渡る企業活動を通じて地域経済の発展及び活性化に貢献していること。
 - (2) 顕彰対象年度の4月1日から起算して100年前の3月31日以前に創業し、かつ創業時から現在まで事業を継続していること。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす場合も事業を継続しているものとみなす。
 - ①現在の事業の継続年数に経営形態の変更前の事業の継続年数を加えた年数が100年以上となること。
 - ②現在の業種の営業年数に現在の業種に転換する前の業種の事業の継続年数を加えた年数が100年以上となること。
 - ③会員企業であること。(支店・工場を含む)

(顕彰の対象としない企業)

3. 次の各号に掲げる企業については、会員企業の模範でないとして、顕彰の対象としない。
 - (1) 過去5年間に重大悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けた企業
 - (2) 営業の継続等に関し訴訟その他の紛争の当事者となっている企業
 - (3) 企業の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である企業又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している企業
 - (4) 政治団体、宗教上の組織又は団体に相当する企業
 - (5) その他法令上又は社会通念上顕彰にふさわしくないと判断される企業

(被顕彰者の決定))

4. 被顕彰者は、要件を全て満たすもののうちから、総務委員会において審査の上商工会長が決定する。

(手続き)

5. 申請者は、申請書兼経歴調書（様式1号）、業歴書（様式2号）、及び誓約書（様式3号）に創業から100年が経過していることを証明する物件を添付し、商工会長に提出しなければならない。

(顕彰の方法顕彰の方法)

6. 顕彰は、商工会長が恵那市恵南商工会創立20周年記念式典にて表彰状及び顕彰盾を授与して行う。

(その他)

7. この要綱に定めるもののほか、恵那市恵南100年企業顕彰に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和8年 2月 12日から施行する。